

消防予第140号
消防安第42号
昭和48年10月23日

各都道府県消防主管部長 殿

予防課長・安全救急課長

防火管理者の選任資格としての「管理的又は監督的な地位」の範囲

問

防火管理者の選任資格としての「管理的又は監督的な地位」とは、各防火対象物ごとに異なると思われるが、いかなる範囲までをさすのか教示されたい。

答

「管理的又は監督的な地位」とは、防火対象物において消防計画の作成、避難訓練の実施等の防火管理上必要な業務に関する決定及び実施について一定の権限を有する等当該業務を適切に遂行することができる地位を意味し、その範囲は、各防火対象物ごとに区々であると思われるが、おおむね、大規模な施設においては総務部長、安全課長、管財課長等を、小規模な施設においては社長、専務、支配人、事務長等をさすものである。